

女川原子力発電所に関する住民説明会  
(東松島会場)

日 時 令和2年8月18日(火曜日)

13:00～16:30

場 所 東松島市コミュニティセンター

## 1. 開 会

○司会 それでは、ただいまより、女川原子力発電所に関する住民説明会を開始させていただきます。

## 2. 挨拶

○司会 はじめに、本日の主催でございます宮城県知事村井嘉浩よりご挨拶申し上げます。

○知事 宮城県知事の村井でございます。

本日皆様には、大変お暑い中、この住民説明会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

女川原子力発電所につきましては、県では昭和59年度の1号機の営業運転開始の前から、地域の安全・安心のため、周辺の放射線モニタリングや環境中の放射性物質の測定などの環境監視、そして協定に基づく報告聴取や発電所への立ち入り調査を行いながら、東北電力に対し必要な要請を行ってきたところであります。

女川原子力発電所は、震災以降停止を継続しておりますが、東北電力では2号機の再稼働に向けて、平成25年12月、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可を申請いたしました。その申請に対し、本年2月に許可が出されましたが、国ではこれを受け、女川原子力発電所2号機の再稼働を進めることを決め、続く3月には本県に対し、その方針についての理解が求められたところでございます。

これを踏まえ、その判断の参考とするため、私や関係市町の首長、議員の皆様、そして多くの県民の皆様を含め、国からの説明を聞く機会を設けるべく、8月1日から19日まで、県内7会場で県主催の説明会を開催させていただくことになりました。

本日、原子力規制庁からは2号機の新規制基準適合性審査の結果、内閣府からは原子力災害対応に係る国の方針や取組、資源エネルギー庁からはエネルギー政策、あるいは原子力政策の概要を説明いただきます。また、東北電力からは女川原子力発電所2号機の安全対策について説明をいただきます。本日は、ぜひ多くの皆様にその内容を知っていただき、考えるきっかけにいただければと思います。

本日、質問時間もございます。疑問に思う点があればぜひ質問をしていただき、説明会が皆様にとって有意義なものとなることを願ひまして、簡単ではありますが私の挨拶とさせていただきます。本日は、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

### 3. 説 明

(1) 東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の結果について

説明者

原子力規制庁原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官 天野直樹

同グループ地震・津波審査部門安全規制調整官 小山田巧

○司会 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問をお受けいたします。それでは、ここでのご質問は、ただいまご説明いただいた内容に関連する事項についてのみとさせていただきます。質疑応答のお時間は30分間です。できるだけ多くの皆様にご発言いただくため、お一人1回につき1問、ご発言は1分程度におまとめくださいますようお願いいたします。なお、お時間の経過はメインスクリーンの右上に表示いたしますので、ご参照ください。

まずは、女川原子力発電所から概ね30キロ圏内にお住まいの方からのご質問を受け付けさせていただきます、その後、その他の地域の方も含めてご質問を受け付けます。なお、概ね30キロ圏内に該当される方は、今回の住民説明会のリーフレットが事前にご自宅へ配付されている方になります。マイクはスタッフがお届けいたします。お住まいの地区とお名前を初めに述べからご発言ください。マスクはつけたままでお願いします。

それでは、まずは30キロ圏内にお住まいの方で、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。それでは、ステージに向かって右手のブロックの後ろのほうにお座りの方で挙手されていらっしゃる方、もう一度お願いいたします。後ろから3列目ぐらいでしょうか。では、地区とお名前を最初をお願いいたします。

○質問者 東松島市在住のササキでございます。

今日は、女川原子力発電所に関する住民説明会を開いていただきまして、誠にありがとうございます。

これ、1点は意見なんですけれども、1点だけだよね、質問もあるんですけども、どうですか。

○司会 そうですね、1問でお願いいたします。

○質問者 1問だけ。では、8ページお願いいたします。これ意見として言いますので。8ページの緑の自然現象に対する考慮と書かれていますね。その中で、自然現象に対する考慮（火山・竜巻・森林火災を新設）とあります。これは一応本当に考慮していただきたい。火山は鳴

子カルデラしかないですから、まず火山はあんまり心配しなくてもいいですよ。その中で、これは一応竜巻と森林火災、これを考慮していただきたい。それからもう1つ、大雨に対する山崩れ、これも対応を考慮していただきたい。なぜかと言いますと、私、原子力発電所にまだ行ったことないんです。だから山の、まあ山の中ですよ。それが一応分からないんですけれども、大雨に対する山崩れ、これも入れて考慮していただきたいというふうに思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

ちょっと本日のご説明では、竜巻についてのスライドをちょっと入れておりませんでしたけれども、新規制基準では、この8ページにあるように、1つの原因で複数の機器を喪失する事象として、新たに竜巻に対する要求事項も新設しております。そして、竜巻については、発電所で想定される最大の竜巻、100m/sという基準竜巻を設定しまして、そこで発生するような、例えば衝突荷重であったり風荷重であったり、そういったものを想定して、それでも安全機能が損なわれないようにということで、例えば外にあるポンプに防護ネットを張ったりとか、そういった確認を、確認しています。

それから、大雨の山崩れのご指摘でございましたけれども、まず女川原子力発電所の周囲にある河川は、一級河川、二級河川それぞれありますけれども、いずれも女川原子力発電所については、我々も現地調査で確認しておりますが、三方を丘陵地に囲まれた地形になっていて、いずれも河川とは隔てられているという状況であるのと、あと地滑りについては、地滑り、土石流、崖崩れ、そういったものは発電所のところには存在しないということでございます。

さらに、周辺にある斜面が地震で崩れて安全機能に喪失しないというようなことも、基準地震動の地震動でそういった影響がないかということも確認しております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、次の質問にまいります。続いても30キロ圏内にお住まいの方でご質問のある方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、いらっしゃらないようですので、ここからのお時間は全てのお客様からのご質問をお受けいたします。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、右側のブロックの後ろのほうの一番端ですね、青の服をお召しのお客様、今マイクをお持ちいたします。地区とお名前を述べてからお願いいたします。

○質問者 仙台から参りましたニシと申します。

何点かあるんですが、総合的なところとして、お役人さんたち、非常に人がいいですね。つまり、東北電力さんがおっしゃることをほぼ全てそのとおり、そのとおりと受け入れておられるのは大変疑問です。規制をする立場だから、疑ってかかるのがノーマルではないかと思うんですが、その視点があまり感じられませんでした。

例えば、東北電力さんから提供されたデータ、例えば14ページ、16ページの地層、活断層ですか、そこら辺のデータは調べようと思えば規制庁さんで独自に人を使って調べることができるわけですよ。それをなぜなさらないんですか。というのが、原子力発電事業者は、今まで報告しないと、そういうことはいっぱいありました。そこら辺のところをどのようにお考えかというのが非常におかしいと思いました。

もう1点、火山灰の話ですけれども、堆積が15センチ云々という話でしたけれども、現代の発電所というのはコンピューター制御で動いています。火山灰は、どんなに微細な隙間からであっても、はい。では火山灰の件もよろしくお願いしますね、はい。

○司会 ありがとうございます。それでは、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（小山田） 地震と津波を担当しております小山田と申します。ご質問ありがとうございます。

コメントいただきましたページで、14ページあるいは16ページにあるその東北電力の評価の内容を、そのまま確認してないのではないかなというご質問でございましたが、私も実際に現地調査というのを行ってございまして、例えばその14ページにございますような断層ですね、こういったものも確認して、実際に現地で東北電力が説明している内容が間違っているものではないということは、実際に現地で確認してございます。また、16ページにつきましても、これは特にこういった周辺の活断層につきましては、やはりその文献調査によるものというのが、やっぱり一番よりどころになりますので、こういった東北電力からの申請のあったその文献調査内容についても、審査の中で確認させていただいております。

あと、火山灰につきましても、15センチというのにつきましても、これは規制委員会の私どもが審査している中で指摘をしまして、こういったシミュレーションも実際に行って、このスライドのページにございますとおり、26ページになりますが、ここにございますとおり、当初東北電力は10センチという評価であったんですけれども、これを指摘したことによって、シミュレーションを行って15センチに見直したという経緯がございます。

○原子力規制庁（宮本） すみません、火山灰についての補足ですけれども、電気系統及び計測制御系の設計対象施設については、降下火砕物の特徴を踏まえて、外気と遮断される全閉構造

等の安全機能が損なわれない設計とする方針をまず確認しております。さらに言うと、また外気を取り入れる非常用ディーゼル発電機等の設計対象施設については、フィルタによって降下火砕物が侵入し難い設計とすることについても確認しています。以上です。

○原子力規制庁（天野） すみません、それから一番最初に、ほぼ電力会社が言うとおりでないかというご指摘ですけれども、今日ちょっと25ページでご説明させていただいたのは一例でございますけれども、かなりインパクトのある設計変更ということで、こういった防潮堤の構造変更ということでご説明していますけれども、これ以外にも、先ほどあります火山灰ですとか、いろんな自然現象、それから設計面について、いろんな角度から指摘をしまして、その内容については全て公開で会議をしておりますけれども、事業者の設計変更を伴うもの、あるいは評価のし直しといったものは多数ございました。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、次の質問にまいります。全てのお客様からご質問をお受けいたします。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、前のブロックにお座りの女性の方、ただいまマイクをお持ちいたします。地区名とお名前をお願いいたします。

○質問者 石巻から参りましたナガヌマといいます。

司会の方もしくは県の方と言っていいのかもしれないんですが、この質疑応答に入るときに、質問は1回だけ、何分以内、何秒以内ってお話でしたが、3回あります、質問コーナーが。

（「はい」の声あり）それはトータルですか、それともこの回ですか。（「この回でございます」の声あり）わかりました。じゃあ次の質問OKですね。（「はい」の声あり）じゃあ、この回の質問をさせてください。

令和2年2月26日、原子力規制委員会は審査書を了承し、設置変更許可ってありました。新聞、マスコミ等でも報道されました。その後、いつだったかちょっと覚えてないんですが、東北電力さんから2年工事が延長という話がありました。この審査書了承、設置変更許可と、わかんないんです、ここで質問していいかどうかわかんないので冒頭お話ししたんですが、2年延長ということのこの整合性というのはどうなっているか聞かせてください、お願いします。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問いただきありがとうございます。

本日の資料の4ページでも、今のステータス、今の段階をご説明させていただきましたけれども、ちょっと冒頭の説明と重なる部分がありますけれども、原子炉等規制法では段階的な規制というのをやっています、まず今回ご説明している審査結果というのは、施設の基本的な

設計方針に関するオレンジ色の部分でございまして、ここが終了したということでございます。今後は、その規制の手续として、ブルーの詳細設計についての確認がまだこれからございますし、あとは運用ルールと書いてありますソフト面での確認、こういったものが全て許認可として終わらないと、その先の検査とか再稼働に至らないという、こういう段階でございます。

事業者のその公表している工程、これは規制を受ける側の事業者として考えるべき、考えて、しかもご地元に対してご説明されるべき話だと思いますけれども、我々冒頭、規制委員会の成り立ちということでご説明させていただきましたけれども、私どもはあくまで法律に基づいて基準をつくり、その基準に適合していることを確認するという独立した組織ですので、事業者の工程については、我々は関与するところではないということでございます。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、次の質問にまいります。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、右側のブロックの前から3列目あたりの真ん中にお座りの、帽子をかぶった男性の方、地区とお名前を最初をお願いいたします。

○質問者 ヨシカワといいます。

私、水のことについてちょっと伺っておきたいんですけども、今福島で汚染水が止まりませんね。どんどんたまってタンクに入れていると。それから、トリチウムの処理も全く処理の方向さえ見えてないと。女川の場合ですね、地下水脈というか、地下水門というんですか、水門環境、これとか、あるいはその地下水位低下の設備、検討されたようなんですけども、女川で重大事故が起きたときに、福島のような惨事にならないのかどうか。新規制基準でその辺どういうたがをはめてたのか、それを私伺いたいです。というのは、発想が違っていると思います。新規制基準と言いましても、まず第一に福島の水のたまりを止めて、それからトリチウムをどうするかと、処分といいますか除去の方法ができたときに、初めて再稼働という話になるんじゃないかなと。ちょっと順番が違うと思います。

先般、村井知事が、原発が存在する限り、はい。重大事故は起こり得ると、それを想定すると、私そこも発想が違うと思うんですね。重大事故が起こり得るんだったら、根元を絶ちやいじゃないですか。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

福島第一原子力発電所事故で、今、汚染水の問題ですとかトリチウムの問題に対して、基準

でたががはめられてないのではないかと、基準としてどういう考え方なのかというご質問だと思いますけれども、今日ちょっと後半の重大事故の想定に対する対策で、いくつかこういう事故シナリオがあるというのはご説明しましたけれども、炉心損傷が起きる7つの事故、それから格納容器破損が起きる5つの事故というのは、これは福島第一原子力発電所事故の経過と同じでない経過をたどるものも当然ありまして、例えば今日ご説明した止める対策が一例ですけれども、そういったこの重大事故というのは、まず様々な重大事故というのがございます。福島第一原子力発電所事故におけるような汚染水については、まずはこういう状況を発生させないということが重要でございまして、したがって今日ご説明したような安全機能が失われた場合でも炉心損傷を防止する、あるいは炉心損傷を想定した場合でも格納容器の破損を防止するという対策を、まず規制として求めているということでございます。その上で、例えば格納容器が破損した場合のような事故後の処理のあり方については、今申しましたように、実際にどういった状況になるかというのを事前に全てのケースについて想定して規制基準を特定することではなくて、まさに今福島第一原子力発電所事故のように、今起きているこの事故の状況に応じて臨機応変に対応していくということが現実的かつ適切な考え方ということで、原子炉等規制法では、これを特定原子力施設という制度がございまして、この制度に基づいて、その状況、状況に応じて規制すると、そういうことになっております。ご説明は以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、次の質問にまいります。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、右側のブロックの真ん中から少し上のあたりでしょうか、今手を挙げていらっしゃる黒っぽい服の男性の方、地区とお名前をお願いいたします。

○質問者 矢本のニシツカでございます。

端的に、原子力規制委員会の人たち、それから政府の方々に質問するんですけども、こんなに立派なその安全管理、安全規制委員会でやって、立派だと思います。ただ、私はここへ来て60年になりますけれども、ここの環境がよくて生活圏をするということでここにおります。こういう非常に環境がいいところに、突然女川に原発を持ってきて、それから今度大震災で、3.11の大震災でもって福島原発がこういう事態になりまして、今度は安全規制委員会ということでこういうその規制をやっているようでございますけれども、果たしてその規制委員会の方々、政府の方々が、女川の原発あるところの隣の塚浜というところに孫子の代まで住みますか、住んでよいと思いますか、住みたいと思いますか。我々住民は、こんなこういうい

い環境に原子力なんか持ってきてもらって、放射能どうのこうのって今さら言われても大変迷惑しているわけですよ。ですから、皆さんが立派に安全を適合するということで協調していますけれども、そんだったらば、皆さんがここに住んで、そして証明してくださいよ。そしたらば、我々矢本の町民も、ああ安心だなと思って住み着きたいと思えますけれども、いかがですか。住みたいと思えますか、思いませんか、いかがですか。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

今、原子力規制委員会あるいは政府としてどう考えるのかというご指摘をいただきましたけれども、福島第一原子力発電所事故が起こる前は、今日ちょっとこの3ページのスライドでご説明させていただきましたけれども、まさにその原子力発電所を利用する、設置する、使うというその推進側の規制と、規制というか役所と、その使うのであれば法律に基づいてこういう安全対策をしてくださいと、基準をつくったり審査をするというところが、一つの経済産業省という中で一体となっていたという、これは福島第一原子力発電所事故の反省でありますけれども、そういったことを踏まえてこの新たな原子炉等規制法では、あるいは原子力規制委員会設置法、これではその利用と規制を分離するというので、私ども原子力規制委員会の役割としては常に最新の知見に注意深く注視しながら、規制基準を常に最新のものとし、かつその基準に適合させるという審査を行うというのが役割だということでございます。ご説明は以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。（発言あり）

それでは、次の質問にまいります但よろしいでしょうか。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、いらっしゃらないようなので、まだお時間がございますので。はい、それでは、真ん中のブロックの左側の端ですね、青いお洋服をお召しの方ですね。

○質問者 女川原発から直線距離で40キロメートルの地点に住んでおります、仙台市宮城野区のオオウチと申します。

歴代の原子力規制委員会の委員長自身が、新規制基準への合致は必ずしも100%の安全であるとか、リスクがゼロであることを保証するものではないと繰り返し述べられております。しかも、新規制基準自体があまりにずさんだと考えます。基準地震動1,000ガルを超えた事実もありますし、基準地震津波を超えたことも歴史の事実で証明されています。当時の経産大臣が、万が一の事故が起こった場合は、住民がしっかり安全に避難できるような計画を策定

しているし、さらに稼働していようが稼働してなかりうが、核燃料がサイト内に存在していれば、いずれ避難計画の実効性を高めるのは必要だと述べています。人がつくったものは必ず壊れるということをお認めになられています。

そこで2点伺います。停止したままの原発と比べて、稼働した原発が同じリスク、人的ミスも含めた電源喪失や津波や地震、豪雨など同じリスクにさらされたとき、起きる事故の規模や深刻さは何十倍、何百倍ぐらいになるとお考えでしょうか。

2点目、原発が停止していても、核燃料が存在しているのだから冷却し続けなければならないというのはそのとおりです。再稼働させるためのこれほどのマンパワーを割いている場合ではないと私は考えます。原発災害も含めたあらゆる災害に対応した避難計画の実効性を高めるほうに、予算もマンパワーも振り向けたらよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

2つご意見をいただいたと思っておりますけれども、1つが停止したままの原子炉で起きる事故と、運転した状態で事故が起こるところとのその規模ですかね、同じような規模なのかというご指摘でございましたけれども、（発言あり）事故リスクですね、失礼しました、事故リスク。で、今日ちょっとご説明の中には入っておりませんでしたけれども、新規制基準では停止時の事故の想定と、それに対する対策、ご指摘がありましたような電源が喪失したり水が漏れたりといったような、そういう停止時の原子炉に対する対策というのもやっております。

実際にどれくらいのリスクが起こるのかについては、これは別途、安全性向上評価という原子炉等規制法の制度がございまして、今回運転中のもの、停止中のものそれぞれ含めて、今回やった対策を考慮した場合にどの程度のそのリスクになるのかという評価をして届け出るという、これ義務になってはおりますけれども、そういうものがございます。したがって、対策は今回基準で確認しており、かつそのリスクの具体的な数値については今後の安全性向上評価の届出で出てくるということでございます。（発言あり）

それと、2点目の避難計画については、原子力規制委員会での所掌というよりは、このあと内閣府原子力防災からのご説明があると思います。以上でございます。（「事故リスクは何倍になるんですか」の声あり）

事故リスクが何倍になるかというご指摘ですけれども、ちょっと繰り返しになって恐縮ですけれども、その具体的な評価は、確率論的リスク評価という評価を行って、それで値を定める

ということでございます。今後、工事計画認可とか詳細設計認可が固まって、さらに運用、ソフト面の運用も固まって、そして評価をした結果を今後届け出ることになっているということでございます。以上です。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間があとわずかになってまいりましたので、このお時間のご質問はあとお一人とさせていただきます。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、前のブロックの一番後ろ、チェックの白のお洋服をお召しの男性の方、最初に地区名とお名前をお願いいたします。

○質問者 広瀬から参りましたクドウでございます。

ご質問の内容は、放射能濃度測定の体制につきまして、規制委員会ではどのようなお考えなのかということをお教えいただきたい。といいますのが、現在私どもの近くに放射能汚染稲わらの焼却灰が1万5,600トン埋められておまして、その埋められた土壌を調査していただきたいと市のほうに言いましたところ、法律に載っていないのでできませんという回答でございます。空間線量とかは一生懸命測っているんですけども、土壌調査は法律に載ってませんという、特措法でございますけど。

次に、昨年台風19号がありまして、10月13日、当地もすごい集中豪雨がありまして、その後の地下水と放流水の調査をやっておりますが、12月頃になって不検出というホームページでの公開がありましたんですけども、非常におかしいと思ひまして原簿を見せてくれと言いましたところ、まだ公開しておりません。ですから、放射能濃度測定の状況について、今申し上げましたようなことが多々、たくさんあります。そういう状況の中で推し進めるということはいかがかというふうに感じております。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

まず、規制で、原子炉施設の安全規制で見ている部分についてご説明しますが、これはまず平常時に、原子炉施設の敷地から外に放射性物質を出しているかどうかというのを、これはそもそも設計でそうならないように基準で確認し、かつその実際に出てしまって事故が起きるかどうかというのは、これは事業者が監視すること、これは保安規定で監視することになっていまして、気体状の放射性物質、あるいは液体状の放射性物質、そういったものについてはまず監視することになっています。その上で、もしそういう異常な状態が起きたら、これは原子炉等規制法に基づいて事故報告をしなければいけないということで、事業者

が法令報告をすることになっています。そうしたその発電所の敷地から異常が起きて、出ていないかということについては、これは規制で監視する対象になっています。

ご指摘の点は、発電所の外の土壌の調査ですとか、放流水ですか、の調査のことだと思えますけれども、まず先ほど言いましたように、そもそも設計でそういった事態にならないようにし、かつ異常な状態があるかどうかを監視して、もしそういう事態があれば報告するということですので、その上でその発電所の外の調査については、特にこれは規制委員会として特に規制の監視を直接どうのこうのということではございません。以上です。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間回っておりますので、このお時間の質疑応答は終了いたします。たくさんのご意見、ご質問ありがとうございました。

(休憩)

## (2) 女川地域における原子力防災の取組と国の支援体制

説明者 内閣府原子力防災地域防災担当参事官 坂内俊洋

○司会 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問をお受けいたします。ここでのご質問は、ただいまご説明いただいた内容に関連する事項についてのみとさせていただきます。質疑応答のお時間は30分間です。できるだけ多くの方にご発言いただくため、お一人1回につき1問、ご発言は1分程度におまとめくださいますようお願いいたします。なお、お時間の経過はメインスクリーンの右上に表示いたしますので、ご参照ください。

まずは、女川原子力発電所から概ね30キロ圏内にお住まいの方からのご質問を受け付けさせていただきます、その後、その他の地域の方も含めてご質問を受け付けます。マイクはスタッフがお届けいたします。お住まいの地区とお名前を述べてからご発言ください。マスクはつけたままでお願いいたします。

それでは、まずは30キロ圏内にお住まいの方からご質問をお受けいたします。挙手をお願いいたします。それでは、真ん中のブロックの後ろから2列目の中央あたりでしょうか、後ろから3列目の中央あたりですね、手を挙げていらっしゃる方いらっしゃいます。最初に地区とお名前をお願いいたします。

○質問者 大溜に住んでいますイシガキといいます。大溜というのはこの地区ですね。

私は、38ページに書いてあるその県・市のこの避難計画について質問したいと思います。

3.11のときは、ごめんなさい、3.11以降、1回だけ津波警報が出たことがあるんです。それで、夜だったんでね、私も避難しようと思ったんですが、道路が満杯でしたね。そんなことがあって、車の渋滞対策は取っているということだけれども、とても心配です。

私たちの地区は、これから鷹来の森公園というところに行って、それから泉まで行かなきゃならないんだね。その後、仙台市内の市民センターには行くんだけど、私2回行ってみました、同じコースを。でね、とても避難場所も駐車場少ないしね、とても心配です。ということで、いろいろ対策は取ったと言っているけれども、住民は非常に不安に思っています。実際、3.11のときは道路が渋滞して、橋が落ちてね、定川の橋がね、あそこでたくさんの方が亡くなっているんですよね。あれは想定外ですよ、そういうことが起こるんですよ。そこまで含めた具体的な実効性のある避難計画をぜひ立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうかという質問です。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（坂内） ありがとうございます。

今おっしゃったような津波との複合災害時においては、非常にそのここでお示ししているような、我々基本的な経路ということでお示ししてございますが、これが必ずしも使える状況にはならないというのは、我々認識しなければいけないと考えてございます。津波等が来なければ、まず屋内退避をしていただいて、必要な場合に避難していただくということでございますけれども、そこにその津波が起こっているというような状況においては、そのときのその津波と原子力災害のそのタイミングもよくよく見極めながら進めていかなければならないと考えております。

特に、その津波によって、その原子力災害が誘発されたこの福島第一原発事故のような場合においては、まず津波の被害が時間的に先に来ることが考えられますので、まず津波から避難していただくのが先決でございまして、その後の避難活動については、ここはUPZでございまして、その実際に放射性物質の放出があつてからの避難となるということであろうということですが、仮にそうなった場合は、その避難所においてその屋内退避、あるいはその避難所からの避難をしていただくべく、必要な場合にはその実動組織の支援も借りながら、ちょっとここにはお示しできていない経路での避難もあり得るのではないかと考えてございます。

また、おっしゃるとおり、実際その他の災害で既に渋滞が起きているような場合についての対応については、ここはしっかりとその時のその災害の想定を踏まえて、どこにどの程度の方々がいるのかというのもしっかりと想定して、その後の避難路を設定しなければならないと考えておまして、これは一概にこの計画時点で、この時点でお示しするのはなかなか難しい状況ですので、これは訓練等、様々なそのシナリオを想定した訓練をして、引き続き県あるいは東松島市さんとも相談の上、進めていくべき重要な課題と考えております。

内閣府としては、県と関係市町さんと、今日のような住民の方の不安な思いをしっかりと認識しつつ、検討を引き続き継続していきたいと考えております。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、引き続き30キロ圏内にお住まいの方からご質問をお受けいたします。それでは、左側のブロックの前から2列目、通路寄りですね、はい、そちらの男性の方、地区名とお名前をお願いいたします。

○質問者 市内の小野地区のカタオカと申します。地域の防災担当をしている者なんですけど、住民に対して正しい情報を伝える責任が我々にはあるもんですから質問いたします。

屋内退避についてなんですけど、屋内退避有効性、初期の段階では屋内退避がいいということなんですけど、それって何日ぐらいが屋内退避が限度なのかということと、もう1点、原発の避難訓練に参加して感じたことをちょっと申し上げます。避難退域時検査場所という、市内に4か所、市内っていうか、市内3か所、あと南郷に1か所設置されてますんですけど、避難訓練に参加して、だいたい除染作業に時間がかかるし、その訓練のときは除染の資機材は設置されてますよね。それで、その何かあった場合、その資機材をどれぐらいで設置できるのか、それでスタッフは何人ぐらい必要なのかということ、2点です。よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（橋場） 内閣府の橋場でございます。ご質問ありがとうございます。

最初にご質問のございました屋内退避の有効性ということでございますけれども、やはり特にUPZの方、5キロから30キロ圏内の方というのは屋内退避をしていただくということにしております。やはり、発生源であります原子力施設からの距離に応じて放射線量の低減するという、データのですね、特に5キロ圏内は放射線量が高いということで、5キロから以遠になりますと拡散等の効果がございまして、屋外に出るよりも屋内で退避するほうが、その線量を浴びるのが低減できるというようなデータもございまして、5キロ圏外におきましては屋内退避をしていただくことになっております。

何日ぐらい屋内退避すべきかと、したらいいのかという話なんですけれども、これはその被害の状況によって変わってくると思うんですけれども、まずその屋内退避するときの状況としましては、その発電所から放射能が漏れたときに、そのプルームという形で雲みたいな粒子状のものが流れてくると、放射性物質を含んだものが流れてくるということで、それが通過します。その間に、その雨等で放射性物質が地表に沈着したり、さらには浮遊したり、風等によって浮遊したりして、そこで屋外に出ると被ばくする可能性があるということです。1回そのプルームが通過すれば、ある程度はそのモニタリングをして、そのモニタリングをした結果、基準より高ければ一時移転するような判断ありますので、その一時移転にならないようなモニタリング結果であれば、ある程度はその屋内退避で継続していただくということになると思います。

その後、そのモニタリングを継続して、ある程度その線量が低減されれば屋内退避も解除できるというようなことになるんですけれども、まだ、さらにその解除ができないような線量が高いような場合は、引き続き屋内退避していただくということになって、一番問題になるのはその食料とか物資というのが、生活していく上での物資が必要になってくるということです。その時はその物資の供給というのを関係機関の方で屋内退避している方に供給をして、線量が低減して解除されるまでの間は物資を供給するというような考え方もありますし、それ以上その期間がもし長く屋内退避する必要がある場合は、これはまだはっきりは分からないんですけれども、ある程度その時期を見計らって移転をしていただくような判断もあるのかなというふうに考えております。

それから、次に避難退域時検査場所のご質問ですね、やはりその訓練をされて、時間がかかるというような印象を受けられたということなんですけれども、これにつきましては、私どもとしましては、効率的な避難退域時検査をしなくちゃいけないということで、その訓練の中でもいかに効率的にできるかというところを追求しながら訓練を毎回やっているわけでございます。

どこにどのくらいの人員が必要かというところなんですけれども、今計画ですと、特に関係のその県とか地元のその市町、それから電力事業者、東北電力さんとかからその要員を派遣していただくということでございまして、特に電力さんからは大体600人程度の要員を派遣していただくというようなお話をいただいておりますし、さらにはその指定公共機関ということで、専門の知識を持った機関からも派遣をするということと、さらには自衛隊なんか実動組織からも派遣をしていただくということで、その必要な要因を集めて、より効率的に避難退域時検査ができるように、我々も今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、引き続き30キロ圏内にお住まいの方からご質問をお受けいたします。それでは、真ん中のブロックの前から4列目、通路寄りのオレンジのお洋服の女性の方、地区名とお名前をお願いいたします。

○質問者 町浦のアズミと申します。

実は私、昔牡鹿半島に住んでいたんですけど、そのところにお盆に行きましたら、安定ヨウ素剤を配付されて目先が真っ暗になったって、万が一のときに備えて冷蔵庫に入れておきなさいって言われたんですけど、冷蔵庫開ける度に福島事故の時のことを思い出す。あんまり知られてないと思いますけど、福島事故のときに金華山をかすめて駒ヶ峯を通って黒崎農場って酪農しているところがあるんですけど、そこを風向きで放射能のシミュレーションがあったということで、すごくそのことを思い出した。それで、そこに駒ヶ峯の平坦地には水源地があるんです、鮎川に供給する水源地があるんですけど、あとそのほかに黒崎農場では酪農をしている方々が4件ほどあるんですけど、それでそういう通達はなかったんですけども、いろんなので調べて、それで駒ヶ峯のところの放射線量を調べに行った方がいて、すごい濃度で検出された。それで、酪農も牧草をやれなくなったもので、そういう補償を受けて、停電なんかもあって大変だったという話を聞いてます。

だから、今度の計画では、風向き等によってそのどっちに逃げるかということ、もうあらかじめこう決めてますけれども、やっぱり風向きでどっちの方向が安全だとか、福島でもあったと思うんですけど、飯舘村は安全だと思ったら、そこがとても危険で、今でも避難解除されてないところもあると聞いております。ええ。だから、内閣府の方は、その安定剤をもらった方々のその心境というか気持ちというか、想像したことがあるかどうか。すごく目先が暗くなって、ここに住みたくなくなったというふうなことを聞いてますし、その今後の計画で、やっぱり迅速にとか、一本道をどうたどたど行くとか、そういうこともですけども、やっぱり風向きによって避難先をどうするかというのは、その時になってみなきゃ分かんないと思うんです。そういうことも検討いただきたいし、渡された安定ヨウ素剤のその受け取った人の気持ちを想像してみしてほしいと思います。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（坂内） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、安定ヨウ素剤をお渡しされた方々については、大変不安な気持ちを持たれている方も多分多いというのは非常に想像に難くないところでございます。私どもとしては、

PAZの範囲内の方々に、一定のその条件の方々に、例えば40歳未満とかそういった方々にはしっかりお渡しして、必要なときにそれを服用できるように、安定ヨウ素剤も、実際にその放射線を浴びる24時間前から2時間後までに飲んでいただかないと、その効果を発揮しないということがございますので、その時間にすぐに飲めるようにお渡しすべき方にはお渡ししてございます。したがって、これはなかなかその、そういった不安な気持ちを完全に払拭するというのはなかなか難しいんですけれども、そういうそのときに必要なタイミングで飲んでいただく必要があるということを、しっかりと我々含め行政側がお配りする際、あるいはその訓練等の機会に住民の方々にしっかりとご説明させていただき、これを継続していくことが非常に重要だと考えております。

また、風向きによって適切にその避難の区域を考えるべきというようなご質問だったと、ご意見だったと認識しておりますが、おっしゃるとおり、風向きによってその放射性物質が飛んでいくところは変わるわけでございます。その実際にそれで飛んでいった放射性物質が沈着して避難が必要な方をしっかりと見極めるというのが、本日ご説明した緊急時モニタリングの対応でございます。これについても、福島原子力災害のときの反省を反映して、30キロ圏内、UPZ圏内には広範囲に十分にその放射性物質の沈着した場所が特定できる形でのその配置をしてございますし、プラスそこにその可搬型のモニタリング資機材によって、よりその緻密に放射性物質の影響を調べた上で、避難していただくところの区域を、これは政府を挙げて決定して、住民の方に迅速にお示しすることとしております。これも、やはりそのしっかりとそういう対応を迅速に行って、迅速に住民の方にお知らせするというのが非常に重要だと思っております。そういったその対応がより円滑にできるように、今後もこの紙にまとめるだけでなく、訓練をしっかりと関係の機関が行うことによって、しっかりと実行できるように整えていきたいと考えております。以上です。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、ここからのお時間は全ての皆様からのご質問をお受けいたします。

では、右側のブロックの前から5列目でしょうか、手を挙げていらっしゃる男性の方、今マイクをお持ちいたします。地区名とお名前を最初に述べてからお願いいたします。

○質問者 石巻市前谷地のサイトウと申します。

まず、初めに言っておきたいんですけど、この前の説明の部分では、非常に回答が不誠実で、すごい腹立ったんだっちゃ。ちゃんと説明に、質問に答えてほしい。で、質問に答えなくて、まわりくどい別のことを言って、結局何言ってんだか分かんないっていう、そういう回答ばっ

かりだった。それはれ勘弁してほしい。

1つだけお願いしたいんですけど、私30キロ圏内にいます。30キロ圏内なんだけど、ものの車の1分で逃げると、もう南郷に着いちゃうんですよ。私の地区は南郷に逃げるようになってるんだけど、車で飛ばしても10分で行けるんですよ。1分出たらば30キロ圏内出てしまいます。それでも屋内退避しなきゃなんねえか。屋内退避してる暇があったら逃げたほうが早いんだけど。同じように、河北の人たちとか北上の人たちだって、ほんの10分も行ったらば登米市とか南三陸行っちゃうよ。旧市内の人とか、あるいはPAZの人たちが避難してくる間に、そういう周辺の人たちは逃げられるんですよ。その30キロ圏内、UPZとかってというのが、そんなに我々の移動を制限するのに確実な、そういう制度なんだか。そこを答えていただきたい。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（坂内） ありがとうございます。

屋内退避というのは、先ほど橋場からもちょっと触れましたとおり、原子力発電所から放出されるプルームというガス状の放射性物質をまず回避するというのが一番重要な目的でございます。従いまして、全面緊急事態になって以降は、そのプルームがどのように飛んでいくかはなかなかその予測できない、予測しづらいものでございます。したがって、全面緊急事態になって、その放射性物質が放出されて、どこに沈着したかが一定程度特定されるまでは、屋内退避をぜひ続けていただきたいと考えております。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、引き続きご質問をお受けいたします。それでは、真ん中のブロックでしょうか、後ろから3列目、4列目にお座りの黒っぽい服をお召しの男性の方、そちらの方ですね、若干左寄りにいらっしゃるかと思うんですけれども。真ん中のブロックの後ろから5列目でしょうかね。

○質問者 赤井のシブヤと申します。

今までもちょっと出ている質問になると、重複にもなるんですけれども、私たちの避難場所というのは、鷹来の森で検査を受けて、その後岩沼に向かう。向かう道路は45号線と。先ほどもちょっとお話出てましたけど、津波だとかこの前の大雨でも通れない状況です。そういう避難道路をって行かなきゃいけないのか。

それから、もう1つ、あと風の向きで、岩沼のほうが本当に安全になるのか。もし岩沼以外に避難しなさいといったときには、誰も状況分からないんですよ。我々知ってるのは、岩沼の

ここに行きますという訓練だけです。昨年私も訓練参加してはいますが、そういう訓練しかしてなくて、この地域が危ないから、じゃあ岩沼じゃなくて別なここに行きなさいと言われても、住民の方にどういう説明も何もできないんです。だから、そういう道路がだめになったとか、それから放射能の進捗状況でこういう場所がだめになった、そういうとき他にこう行きなさいと、そういう訓練とか情報が全然ないんですね。やはり、地域の人にそういうことをきちんと教えておかなければ、訓練で岩沼に行きますという訓練だけやっても全然意味がないんです。有効的な訓練の方法だとか、避難場所の選定、要は風向きによっても1か所しか今決まっていなくても、風向きが変わったらこっちの方向でこういうふうになりますよという、そういう情報も何もないので、そういうことも含めて決めていただきたい、そう思います。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（橋場） ご質問ありがとうございます。

まず、避難路のお話ですかね、津波とか大雨で通れないというお話ですけども、私どもとしましても、その避難路の確保というのは非常に重要だというふうに考えておまして、特に、やはりその避難経路におけるその複合災害によって避難ができないようなケースも当然想定されるということでございますので、そういった場合に備えまして、その代替路というのを今設定しておまして、当初予定していた避難路が使えないような場合は代替路で避難をしていただくというのが基本的な考え方でございます。さらに、その代替路がじゃあ被災したらどうするのかというようなことも当然ありますので、そのときにはまたその新たな、当初計画していないようなところも使っていただくようなご指示とかも出すようなことも必要になってくるのかもしれません。

それから、次にその避難先のお話ですけども、その風向きによって避難先が変わるといようなことは、今のところ私どもはそういうふうな考えはございませんで、各その地域において、基本的なその避難先というのを全て決めておいて、そこに避難していただくというのが基本的な考え方でございまして、仮にその避難先が使えないような場合、例えば地震によって避難先が倒壊したとか、そういうような場合は別な避難先のほうに避難していただくように指示を出して、自治体のほうから指示を出していただくということにしておるんですけども、そのようなケースというのはまれなケースでございまして、特に風向きというのが、常に一定方向にその風が流れていけば、確かにその風下のほうに避難するというのは、あんまりそのリスクはあるんですけども、風向きも常に一定方向に流れているかどうかというところの判断もなかなか難しいということでございまして、先ほどもお話ありましたけれども、SPEEDI、

福島のとくみみたいにSPEEDIという、風向きの予測によってある程度その避難の考えるようなこともあったんですけども、現在はモニタリングの実測値によって、それでそのUPZの方は一時移転とか避難をしていただくというような考え方に立ってやっておりますので、そういう意味で基本的には現在お住まいの地域、地区からその避難先というのは事前に決められているところに避難していただくというのが基本的な考え方でございます。（発言あり）

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、次の質問にまいります。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、前のブロックにまいりましょう。前のブロックの後ろから2列目のベストをお召しの男性の方、地区名とお名前をお願いいたします。

○質問者 富谷市のモリタといいます。

34ページについてお伺いいたします。県が行った女川原発避難計画の阻害要因調査の結果が公表されました。住民避難には3～5日もかかることが明らかになっております。もはやこれは避難とは言えません。無用かつ危険な住民の大量移動にすぎません。4年前の平成28年の国交省との打ち合わせの際に指摘されていた県知事への復命書、村井知事いらっしゃいますね。トイレ、食料、ガス欠など全く同じ懸念が明らかになっているにもかかわらず、避難計画策定過程ではこうした重要な助言が、女川地域協議会の確認や国の原子力防災会議の了承では全く触れられておりません。どうしてでしょうか、お答えください。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（坂内） ご指摘ありがとうございます。

県が行いました調査につきましては、交通のその渋滞の回避と、あとその退域時検査場所の車のその経路の整理、1つに行って、もう1つにまた並んでしまうようなことがないようにする、そういった課題が抽出されまして、それは非常に有意義な結果が得られたと考えております。私どものその緊急時対応においても、その交通の誘導をしっかりと行うということが、既にこれは書いておりますし、また今後その新たになった課題については訓練等でも検証しながら、よりその改善に向けて取り組んでいこうと考えております。

また、その何時間かかるというような問題につきましては、相当一定の条件の下で行われたコンピューターシミュレーションの結果であるというふうに認識しておりまして、少なくともそういった長時間がかかるようなことのないよう、今後県あるいは関係市町と協力して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間が少なくなりましたので、このお時間のご質問はあとお一人とさせていただきます。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、右側のブロックの前から2列目の柄物のお洋服をお召しの女性の方でしょうか、地区名とお名前をお願いいたします。

○質問者 美里から来ましたカツマタと申します。

今ずっとお話を聞いていて、この避難についてのご回答が非常に長い、争点もぼけている、それだけ避難については難しいことがまだまだあるということだと思います。で、ぜひお願いなんです、国も訓練をすと言っています。国もそれから知事も、それから石巻の市長も女川の町長も、一緒に住民と逃げてみてください。そして、どうなのかということを経験してください。それから、いろんな問題点があるのをちゃんと解決してから、再稼働について考えてください。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（坂内） ご指摘ありがとうございます。

訓練については、非常に重要な話でございます。我々今日お示した緊急時対応も、引き続き継続的に改善していくということで、その訓練をやって、実際にそこで得られた教訓を反映していくというのが、もともとの私どものその内閣府の役目でございますので、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。（発言あり）

それでは、お時間回っておりますので、このお時間の質疑応答は終了いたします。（発言あり）たくさんのご意見、ご質問ありがとうございます。

（休 憩）

（3）我が国のエネルギー政策について

説明者 資源エネルギー庁原子力政策課長 松野大輔

（4）女川原子力発電所の安全対策

説明者 東北電力株式会社取締役副社長副社長執行役員 増子次郎

○司会 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問をお受けいたします。ここでのご質問は、ただいまご説明いただいた内容に関連する事項についてのみとさせていただきます。質疑応答

のお時間は15分間です。短いお時間でございますので、お一人1回につき1問、ご発言は1分程度におまとめくださいますようお願いいたします。お時間の経過はメインスクリーン右上に表示いたしますので、ご参照ください。

まずは、女川原子力発電所から概ね30キロ圏内にお住まいの方からのご質問を受け付けさせていただきます、その後、その他の地域の方も含めてご質問を受け付けます。マイクはスタッフがお届けいたします。初めに「資源エネルギー庁」「東北電力」どちらへのご質問かをお伝えいただいてから、地区とお名前を述べてご発言ください。マスクはつけたままでお願いいたします。

まずは、30キロ圏内にお住まいの方からご質問をお受けいたします。挙手をお願いいたします。それでは、右側のブロックの前から2列目の一番右端ですね、黄緑のシャツの方。どちらにお答えいただきたいご質問でしょうか。

○質問者 エネルギー庁のほうです。

○司会 地区とお名前をお願いいたします。

○質問者 矢本のサトウと申します。

今聞いてますと、全て原子力が資源としてはいいというふうに聞いてますけど、一番危ない資源じゃないかなと思うんですね。なぜかと言いますと、今トヨタ自動車も水素エンジンを開発して、今実際トヨタの社長乗ってますよね、MIRAIという車。それから、あと今コマーシャルでもやってますけれども、エネオスでも将来は水素が発電して、そういったものを設けてますね、電気の供給にもなるというようなコマーシャルもしております。

今ここで聞いてますと、それが全て原子力、原子力ということで全然進んでない、真逆な広告にもちょっと私も聞いてましたので、ですからあくまでもCO<sub>2</sub>であれば、火力発電所の分を水素にすればCO<sub>2</sub>が削減できる、水素の場合は水しか出ませんというふうなことでのあれですから、そういったようなことで、今現在は原子力、原子力って言ってますけど、私は怖いんです、正直言って。今お話を聞いていても、万が一出た場合、万が一出た場合、万が一出た場合の話ですよ、皆。そうじゃなくて、出さないようにするためにはというふうなことを強調してお話を聞きたかったんです、私は。ところが、今も聞いていますと、東北電力さんのほうも、万が一出た場合はどうだ、そのためにはこうするというふうなことじゃなくて、出さないんだったら出さないようなことで、そのあまり出た場合のことは私聞きたくないんです。ですから、そういったようなことで、代用品のエネルギーも考えていただいております。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○資源エネルギー庁（松野） ありがとうございます。

ご地元の皆さんのその安全性に対するご不安というのは、事故を経験しました日本でございますので、これはしっかり向き合わなきゃいけないというふうに思っております。したがって、規制委員会そして内閣府からも説明させていただきましたけれども、その安全面、安全対策ですね、そして防災の面をしっかりと万全を期すと。さらに、その終わりが無いという考え方の下、日々改善をしていくと、こういった姿勢で安全をしっかり守るというふうに、その上で原子力を活用していくと、こういった考えを徹底していきたいというふうに思っております。

そして、もう1つその上で、水素をはじめとした代替エネルギーのお話でございますけれども、ご指摘のとおり水素のエネルギーの活用というのは非常に可能性が、今世界的にも非常に話題になってございます。我々日本政府、資源エネルギー庁といたしましても、この水素をどう活用していけるのかということを一生涯懸命、今研究開発含めて一生涯取り組みを進めているところでございます。ただ、残念ながら現時点でその大量に安定的に、そして経済性も含めて日本のエネルギーを賄っていくというところの現実性を考えたときに、もう少しやっぱり研究開発含めた取り組みを進めないとならないということでございますので、今そういう研究開発含めたその前段階の取り組みを進めているというところでございます。もちろん、その研究開発の成果が出てきて、実際本当に活用していけるような、そういうふうになってきたときに、そのときにどういうエネルギーの構成にしていくのかというのは、またそのとき、その状況を踏まえてしっかり考えていくというふうなことだというふうに思っております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

では、引き続き30キロ圏内にお住まいの方からご質問をお受けいたします。それでは、真ん中のブロックの左側の通路寄り、では3列目にいらっしゃる男性の方ですね、端から3列目の方。

○質問者 東北電力の方にお聞きしたいと思います。美里のアベと申します。

万が一、万が一とさっきから副社長さんですか、言っておるんですけども、安全性100%として私は聞いておるんですが、何%の不安があるかお聞きしたいんです。

○司会 では、ご回答をお願いいたします。

○東北電力株式会社（金澤） ご質問ありがとうございます。

何%安全かという難しいご質問ですが、我々原子力事業者は、福島を振り返りまして、いろいろ反省してございます。その中で、一番大きいことは100%安全だということは決して我々言っちゃいけないというふうに考えてございます。これは大きなところでございます。我々福島の事故の前は、非常に安全対策、事故を起こさない対策、これに注力してばかりいまして、万が一起きた場合の対策についておろそかにしていたということが大きな反省点でございます。

今回、先ほどご説明したように、事故を起こさないための対策、これも幾重にも強化してございます。その上で、事故の起こる可能性はかなり福島事故を踏まえまして低くなってございますが、その上でさらに事故が起こるということを仮定しまして、その上で様々な対策を取っているということでございます。ということで、我々100%安全だと思っでは決していけないと思っております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

では、次も30キロ圏内の方からご質問をお受けいたします。では、今の方のお隣の方も手を挙げていらっしゃるようですので。どちらにお答えいただきたいご質問でしょうか。

○質問者 東松島市の長谷川と申します。エネ庁さんにお尋ねしたいと思います。

私が心配しているのはね、様々な風評の問題もあるんですが、使用済燃料の問題なんです。エネ庁さんでは、そのエネルギーミックスとか何とか言って、その自然エネルギーにシフトしていこうという方針を持ちながら、ベースロード電源としてその原発も稼働させるということなんです。原発が再稼働したら必ず使用済核燃料、使用済燃料ですか、それが出てきますよね。その再処理なんです。完全にまだそういった見通しが、私、学者じゃないから分かりませんが、確立してないんだと思うんです、現時点で。そういう状況にありながら再稼働して、その核のごみどんどん増やして行って、それでいいのかということなんです。それは、必ず私は地球環境の悪化につながって、地球の負荷にしかならないと思うんですが、その辺はどのようにお考えなんですか。

○司会 ありがとうございます。それでは、ご回答をお願いいたします。

○資源エネルギー庁（松野） ありがとうございます。

使用済燃料の問題、非常に重要な問題だというふうに思っております。使用済燃料、先ほど説明の中でも触れさせていただきましたけれども、使用済燃料、再処理をいたしまして、そして残った分について最終的にはガラス固化体というものにいたしまして最終処分を行うと、それを地層に処分するということが地層処分と言っていますけれども、そういったものでやっ

ていくと、こういった方針でやってございます。

こうした問題でございますけれども、まず原子力につきましては、まずその、これも先ほどご説明させていただいたとおりなんですけれども、資源に乏しい日本ということでございますので、原子力の利用、これは安全性を当然大前提とした上で、やっぱり安価な電気の供給、そして安定的に供給をしていく、そして気候変動、そしてエネルギーの海外依存度をできるだけ減らしていくと、こういったものの視点を考えると、やはり原子力の利用というのは欠かせないんじゃないかというふうに考えてございます。

そして、再稼働につきましては、規制委員会のこういった審査をクリアしたもののみ、その判断を尊重して進めていくということでございますけれども、その上で最終処分も含めました使用済燃料の問題につきましては、しっかりと真っ正面から向き合わなきゃいけないと思っております。これは2015年に最終処分法というものがございまして、これに基づいて基本方針というのを改定をいたしまして、国が前面に立ってしっかりと取り組むんだという、こういう方針にしてございます。2017年に、先ほどご説明しました科学的な特性マップというものを公表しまして、全国の皆さん方と今対話活動を進めさせていただいているところでございます。こういった最終処分も含めた使用済燃料の問題の解決に向けてしっかりと取り組みながら、再稼働についてもしっかりと進めていくと、こうした方針でやっております。使用済燃料の問題をおろそかにして利用だけ進めるということでは、問題の解決にならないということでございますので、こうした使用済燃料の最終的な処分の問題につきましても、取り組みを一層強化をいたしましてやっていく方針でございます。昨年11月に、こういった当面の取組方針につきましても策定をいたしまして、先ほど申し上げたとおり、こういう地層処分の事業につきまして、より詳しくもうちょっと勉強したいといういろんなグループの方々、言っていただきますので、こういったところ、昨年の段階ですと50団体ぐらいございましたけれども、もう少し増やしていくように、関心の広がりをもっとつけていくよう、一歩一歩進めていきたいというふうに思っております。ご指摘のとおり、大事な問題でございますので、しっかりと政府としてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間が少なくなってきましたので、全てのお客様からご質問をお受けしたいと思っております。本日まだご質問されていらっしゃらない方優先でご質問をお受けいたします。それでは、真ん中のブロックの5～6列目の女性の方、赤いお洋服をお召しの方ですね、左寄りにお座りでいらっしゃいます。どちらにお答えいただきたいご質問でしょうか。

○質問者 資源エネルギー庁の方をお願いいたします。

○司会 地区名とお名前をお願いいたします。

○質問者 塩竈から来ました天下と申します。

先日、万石浦の説明会でもお聞きいたしました。世界が再生可能エネルギーについて大幅にコストダウンをしているということで質問したところ、それは先進国の話で、日本は気象条件とか自然条件の制約で、諸外国のようには下がらないというご答弁をされていました。ところが、資源エネルギー庁が2018年9月に作成したコストダウンの加速化によりますと、目指すべきコスト、日本の目指すべきコストとして、事業用太陽光は2030年には7円、これは3～5年程度前倒しをできないかという検討するとも言っています。また、民間調査機関が2018年6月公表のデータでは、日本も2030年に5.1円の見通しだということもそこでは紹介しています。洋上風力については、2030年には8円から9円だというふうに書いています。先日のご答弁と同じ資源エネルギー庁ですが、違うと思うんですね。こういうデータも説明会で示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○資源エネルギー庁（松野） ありがとうございます。

再生可能エネルギー、資源エネルギー庁といたしましても、これは最大限導入を加速をするということで一生懸命やっているところでございます。ただ、その原子力も含めてなんですけれども、このエネルギーのそのコストというものは、先日もご説明をさせていただいたんじゃないかと思えますけれども、有識者の皆さんも入っていただいてコストの検証ということをやっております。それで、そういった中で、現状日本におけるその再生可能エネルギーのコストというのは、残念ながらまだ相対としては下がっていないと、下がっていないというのは安いというところまでは行っていないというのは現状でございます。

先般もご説明をしたとおり、やっぱり国によってというか、その導入の状況ですね、これは当然自然エネルギーでございますので、太陽光ですと日照条件とか、その太陽光パネルを実際に張れる地形がどうなっているのか、風力ですと、風況と言っておりますが風の強さですね、それが安定的に風が吹くのかどうか、こういったことが非常に大事な視点になってございますけれども、こういったことをそもそも国の実際の状況に応じまして、実績も踏まえてしっかりと検証していくということが大事だと思っておりますけれども、そういったことをやった上で現在そういう評価をしております。

ただ、将来の導入拡大、さらなる導入拡大、これも今導入のための賦課金というのを皆さん

からご負担いただきながらやってございますけれども、そのコストをできるだけ皆さんの国民負担という形になるので、できるだけ小さくしながら導入拡大をしていくという観点から、やっぱり再生可能エネルギーのコストをダウンしていかなきゃいけないということで、こういったことでコストダウンの目標というのを掲げながら、今政策を進めているところでございます。先ほどお話のあった、その2030年7円と、これ事業用太陽光の数字でございますけれども、これは7円ということを目指していろんな政策を打っていかうじゃないかということでございますので、残念ながら現状そこまでまだ行ってないということでございますので、そういう意味で現状まだ高いということをご説明をさせていただいたということでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。（発言あり）

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間が回っておりますので、このお時間のご質問あとお一人とさせていただきます。本日まだご質問されていらっしゃる方を優先させていただきます。まだご質問されていない方で質問のある方、それでは、前のブロックのグレーのTシャツをお召しの男性の方、本日まだご質問されていらっしゃいませんね。どちらにお答えいただきたいご質問でしょうか。

○質問者 東北電力の増子さんをお願いいたします。

○司会 地区とお名前をお願いいたします。

○質問者 市内の大曲、スガワラと申します。

先ほどの万が一の事故についての回答がありました。それに関連して、万が一、100%安全とは言えないというお話がありました。そこで、もう一度確認したいんですけども、それであるならば、これは事故はあり得れますよ、あり得れますよと考えていいんでしょうか、考えているということですね。そして、増子さんや金澤さんの子供さんとか、それからお孫さん、次の時代を担う世代にまで放射能を浴びさせることはないというふうに私は願いたいんですけども、そういうことも心配もありますよということでもよろしいでしょうか。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○東北電力株式会社（増子） ご質問ありがとうございます。

先ほど金澤から申し上げたように、福島反省を踏まえて、100%安全はない、100%安全と言っちゃいけない、事故はあるものだと、そしていろんな対策を講じる、ということで、気持ちは事故確率を限りなくゼロに近づける、そういった努力を惜しまずやっていくということでございます。ぜひそういったことをご理解をいただければと思います。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間回っておりますので、質疑応答を終了いたします。たくさんのご意見、ご質問ありがとうございました。

#### 4. 閉 会

○司会 それでは、ここで宮城県知事村井嘉浩よりご挨拶申し上げます。

○知事 今日は皆さん、本当に暑い中ありがとうございました。

この住民説明会は、全部で7回開催する予定なんですけれども、今日で6回目でございます。そのうち私は2回出まして、残り4回を副知事が2人いますので2回ずつということで、みんなで手分けをして、そして知事、副知事が住民の皆さんの意見をしっかりと聞くべきだろうと、考え方を聞くべきだろうと、そして国や東北電力がどう答えるのか聞くべきだろうということで参加をさせていただいております。

もう今日は時間ありませんので、長い話はいたしません。お話を聞いていて、一番私が関心を持ちましたのは、やはり住民の皆さんの避難計画についての不安、これを非常に強く感じました。先ほどのご意見の中で、ご要望の中で、知事も避難訓練で、防災訓練のときに避難訓練と一緒に参加をするべきだと、現場に行くべきだというお話がございました。私もその考え方については納得をいたしました。これからどうするか、私はこういった訓練の最後の責任者ということになりますので、どの場所でどういうふうな視察をするかということはこの場ではまだ申し上げることはできませんけれども、少なくとも今までのように県庁にいて全体を見るというのではなくて、一度、二度は必ず現場に行って、どこで詰まっているのか、どこでスムーズに流れているのかということを確認することを、この場でお約束をさせていただきたいというふうに思います。

本当に、今日は暑い中、ご参加ありがとうございました。大変勉強になりました。ありがとうございました。